

住居表示のしおり

平成 27 年 11 月 16 日から

あなたの「住所」の表し方が変わります！

あなたの住んでいる地域の「住所」の表し方が変わります。あなたの新しい住所は、「住居表示変更決定通知書」に記載されているとおりになりますので、平成27年11月16日(月)以降はこの新しい住所をお使いください。

(1) 新しい安慶名一丁目・二丁目・三丁目

住居表示実施区域



0 100 200 300m
1:5000

(2) 新しい住居表示の方法

① 「番地」での住所はわかりにくい

現在、皆さまの家やお店等の住所を表すときは「番地」を用いますが、この「番地」は、「土地を特定するために一筆ごとにつけられた地番」を、そのまま「住居の番地」として用いているものです。しかし、長い間には、土地の合筆・分筆によって飛番、欠番ができたリ、また同じ番地の家が何件もあつたりして、そのために、

- ・訪ね先がわからず訪問者がとまどう
- ・郵便物が遅れたり、誤って配達される
- ・救急車、消防車、パトカーなどの現場到着が遅れ被害が大きくなる

など、不便なことが多くなっています。

② わかりやすい新しい住所へ

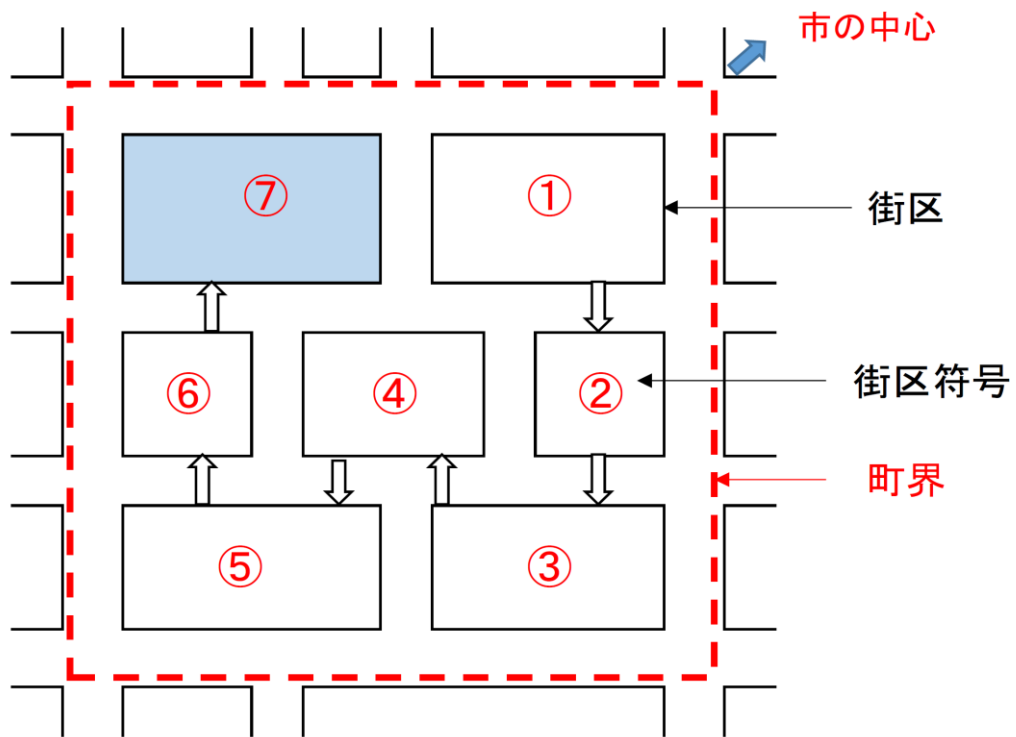
住居表示を実施することは、「番地」でわかりにくかった住所の表示方法を変えることによって、わかりやすくする方法です。住居表示で新たに付けられた番号は、土地や建物の売買があつても変わりません。また、建物に番号を付けているので、住所の特定が容易になります。ただし、住居表示を実施しても自治会や学校区は変わりません。

③ 新しい住居表示の仕方

うるま市では、住居表示の番号を付ける方法として、「街区方式」と呼ばれる日本では一般的な方法を採用しています。

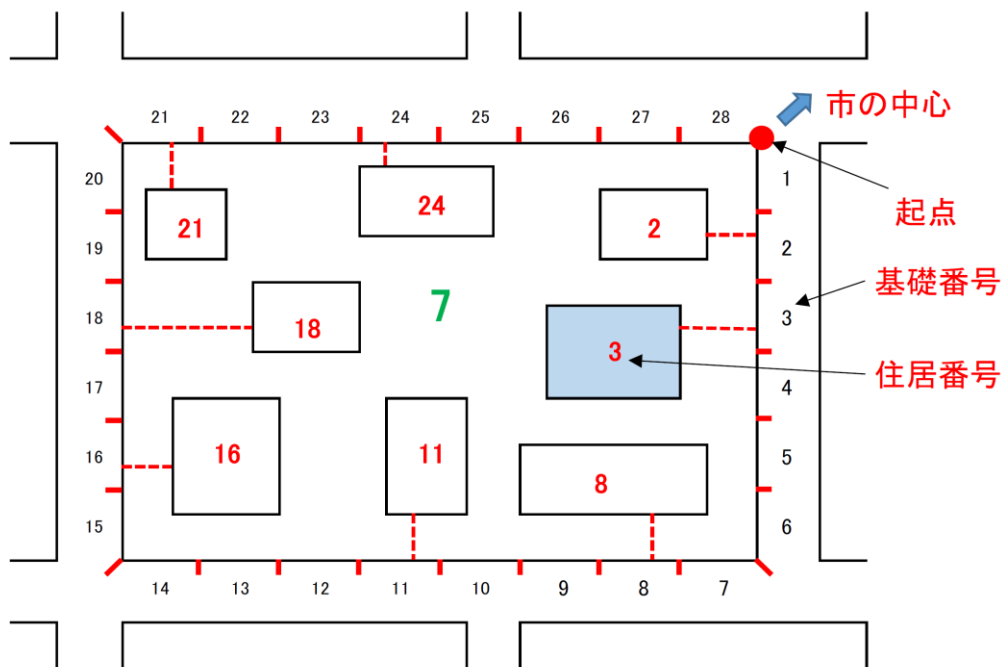
まず、「町」の区域を設定します。これは、番地で言う「字」のような区域で、大きい道路や河川などを用いて区切ります。

次に、「街区」を設定します。街区は「町」をさらに細かく分けた区域で10～30棟程度の建物の集まりで出来ており、街区同士は小さな道路で区切られます。区切られた街区には、順番よく「街区符号」という番号を付けます。



最後に「**住居番号**」を決めます。街区の角を起点として、周囲を一定の間隔（10～15m）で区切り、一連の番号（**基礎番号**）を付けます。建物の番号は、その出入口が接したところの基礎番号で決まります。

例えば、下図の建物の住所は**丁目7番3号**となります。



(3) 新しい住居表示の表し方

◎住居の表し方

旧 うるま市 字安慶名 ○○番地



新 うるま市 安慶名○丁目 ○番 ○号
町名 街区符号 住居番号

※(旧)字田場・字西原→(新)安慶名○丁目など、旧新の町名が変わる方もいます。

◎本籍や不動産の表し方

旧 うるま市 字安慶名 ○○番地

本籍



新 うるま市 安慶名○丁目 ○○番地
町名 土地の地番

※(旧)字西原→(新)安慶名○丁目など、旧新の町名が変わる方もいらっしゃいます。

実施後に転籍届を提出することにより下記の表し方へ変更できます。

新 うるま市 安慶名○丁目 ○番
町名 街区符号

不動産
の表示

新 うるま市 安慶名○丁目 ○○番
町名 土地の地番

※ただし、土地区画整理事業地区内の本籍・不動産の表示については、今回の住居表示実施では変更ありません。土地区画整理事業の換地処分により変更になります。

※字西原地区の方は、字安慶名との重複地番の解消のため地番変更を行いますので、本籍及び不動産の表示が変更になります。

(4) 実施後の町名と郵便番号

現在		実施後(平成27年11月16日以降)	
大字	郵便番号	町名	郵便番号
字安慶名	〒904-2214	安慶名一丁目	〒904-2214
		安慶名二丁目	
		安慶名三丁目	
字西原	〒904-2204	安慶名二丁目	
		安慶名三丁目	
字田場	〒904-2213	安慶名一丁目	

※住居表示が実施されましても、自治会の行政区や各学校の学校区は変更されません。

(5) 実施後の書類の手続きについて

■ 自動的に書き換えるもの(届出の必要はありません)

◎住民票・印鑑登録・選挙人名簿などは

①市役所にある公簿は、市役所の職権で書き換えます。

※「住居表示変更決定通知書」で皆さまに通知する内容が、書き換えた内容になります。

◎土地・建物などの不動産登記の変更について

①土地・建物の所在の表示については、法務局(登記所)の職権で書き換えます。

②所有者の住所の変更は法務局(登記所)へ申請してください。この場合「住居表示変更決定通知書」または証明書の添付により登録免許税は免除されます。

項目(公簿名)	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・戸籍簿、戸籍の附票 ・印鑑登録原票 ・選挙人名簿 ・土地、家屋、償却資産課税台帳 ・子ども医療費助成金受給資格者証 ・母子及び父子家庭等医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金加入者の住所変更 <li style="text-align: right;">…など 	<p>市役所にある公簿類の住所欄、本籍欄、勤務先所在地などは、市役所において新しい住所に書き換えます。個人での届出は必要ありません。</p> <p>※ただし、個人で保管している証書(手帳)などで、手続きの必要なものもあります。詳しくは次ページ以降ご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿 建物登記簿 	<p>表題部の所在欄は、法務局(登記所)で書き換えます。</p> <p>※ただし、所有名義人などの住所はご本人の変更届出が必要です。</p>

■皆さまご自身で住所変更手続きの必要なもの

※変更手続きは平成 27 年 11 月 16 日以降に行ってください。

●この表は、手続きの主なものを掲載しています。

●ご本人以外の方が手続きをする場合は委任状等が必要になる場合があります。事前にお問い合わせ下さい。

種別	手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類
土地・建物の不動産の変更登記	登記簿の所有権の名義人又は権利者の住所欄の変更	那覇地方法務局 沖縄支局 Tel937-3267 又は、各不動産を管轄する法務局	期限はありませんので必要なとき(売買や抵当権設定等)に手続きしてください。	①住居表示変更決定通知書(または証明書) ②変更登記申請書 ③印鑑(個人:認印、法人:代表者印) ※念のため登記関係書類をご持参ください。
会社・法人の変更登記	登記簿の会社・法人の所在地及び代表役員などの住所欄の変更	那覇地方法務局 法人登記部門 Tel854-7130	法定期間内に申請して下さい。 本店所在地…2週間 支店所在地…3週間	
運転免許証	住所・本籍欄の変更	・沖縄県警察運転免許センター Tel851-1000 ・安全運転学校中部分校(Tel933-0442) ・うるま警察署 Tel973-0110	実施後すみやかに。 ただし、都合の悪い方は免許更新するときに届け出されても結構です。	①住居表示変更決定通知書(または証明書) ②運転免許書 ③戸籍の変更証明書(本籍も変わる場合)
・普通自動車を所有している方 ・自動二輪(251cc以上)を所有している方	車検証の住所欄の変更	沖縄総合事務局 陸運事務所 Tel877-5140	車検時等に同時に手続きされても結構です。	①住居表示変更決定通知書(または証明書) ②車検証 ③印鑑
・軽自動車を所有している方 ・自動二輪(126~250cc以上)を所有している方		軽自動車検査協会 沖縄事務所 Tel877-6879		
その他	許可・認可及び免許類で、法令により住所変更届出を要するものは、所定の手続きを行ってください。また、勤務先、電力、ガス会社、銀行、保険会社などに住所を届けているところへは、通知しておくが確実です。			

※一覧表にある証明書とは、住居表示変更証明書の事です。住居表示実施日以降に市民課にて無料で発行いたします。

【市役所関係】

※変更手続きは平成 27 年 11 月 16 日以降に行ってください。

※この表は手続きの主なものを掲載しています。

住所変更の必要な書類等	手続き先	必要書類	期限
国民年金・厚生年金受給者 ※共済年金については、共済組合へお問い合わせください。	・市民課 国民年金係 (本庁2F) TEL973-5498 ・コザ年金事務所 TEL933-2267	①年金受給権者住所変更届 (うるま市役所市民課国民年金係に備えてあります) ②身分証明書 ③印鑑	住居表示実施後すみやかに手続きをしてください。
60歳以上で、年金を受給していない方	コザ年金事務所 TEL933-2267	①住所変更届 (コザ年金事務所に備えてあります) ②身分証明書 ③基礎年金番号がわかる書類(年金手帳等) ※代理の方が手続きする際は、必ず事前にコザ年金事務所へご確認ください。	
厚生年金・共済年金加入者	各勤務先・各共済組合に直接ご確認ください。		
身体障害者手帳	障がい福祉課 (本庁1F) TEL973-5452	①身体障害者手帳 ②印鑑	
療育手帳		①療育手帳 ②印鑑	
精神障害者保険福祉手帳		①精神障害者保険福祉手帳 ②印鑑	
自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証		①自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証 ②印鑑	
重度心身障害者(児)医療費助成受給者証		①重度心身障害者(児)医療費助成受給者証 ②印鑑	
障害者福祉サービス受給者証		①障害者福祉サービス受給者証 ②印鑑	
国民健康保険被保険者証 限度額認定証	国民健康保険課 (本庁1F) TEL973-3202	①保険証・限度額認定証 ②印鑑 ③保険証の変更は、別世帯の方が手続きをされる場合、委任状が必要です。	
後期高齢者医療被保険者証 (限度額適用・標準負担額減額認定証／特定疾病療養受療証)	国民健康保険課 (本庁1F) 老人医療係 TEL973-3177	○保険証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証／特定疾病療養受療証(※現在お持ちの方) ○印鑑 ○別世帯の方が手続きされる場合は委任状が必要です。	

※手続きの際には、お手持ちの手帳・証書等及び認印・委任状(本人以外の申請)をご持参ください。

※詳しい内容については、直接、関係課へお問い合わせください。

■ 住居表示変更証明書を発行します。

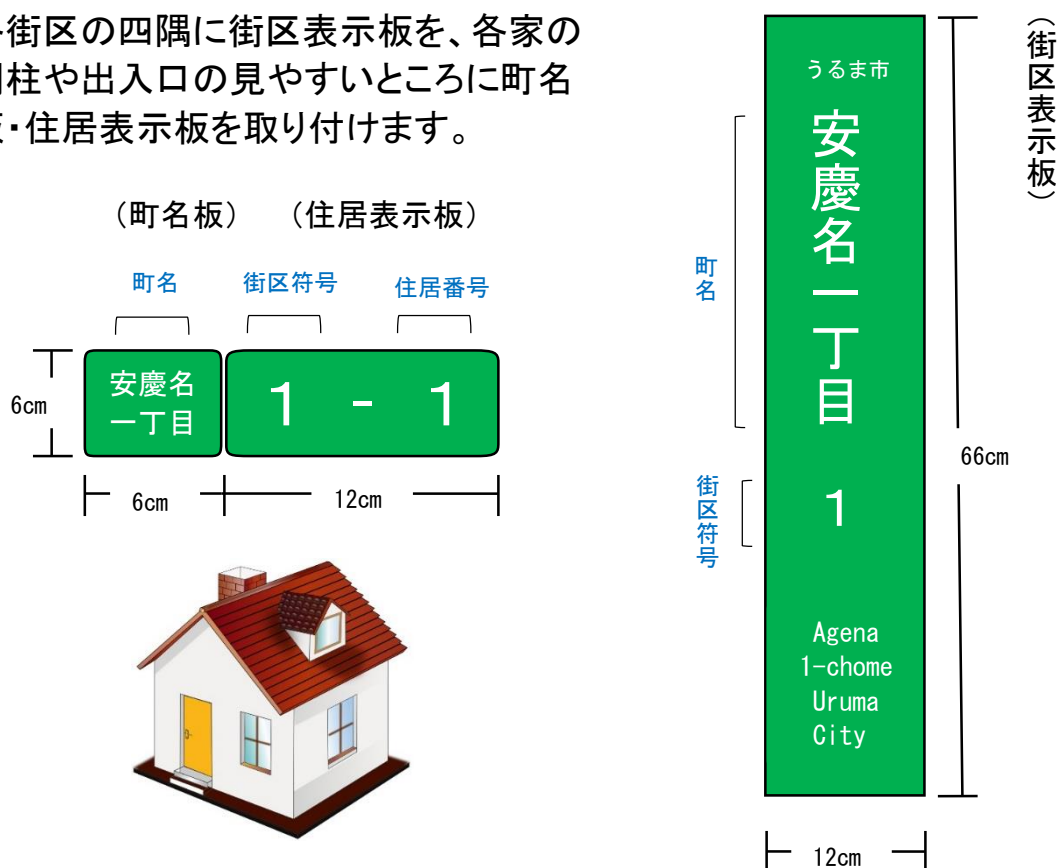
住居の表示が変わることによって、住所変更の手続きをしなければならない事項があります。その際「住居表示変更に関する証明書」の添付が必要となる場合がありますが、その証明書は、住居表示実施後に市民課にて無料で発行いたします。

■ 無料はがきの配付。

知人・友人・取引先等に住所が変わったことを知らせる「無料はがき」を配布しますので、ご活用ください。

■ 誰にでも住所がわかるように表示板をつけます。

各街区の四隅に街区表示板を、各家の門柱や出入口の見やすいところに町名板・住居表示板を取り付けます。



■ 建物を新築・改築したときは届出を

住居表示の実施日以降に新築・改築した時は、新しい住居番号を設定しますので、必要書類を持参のうえ都市計画課まで届け出てください。詳細については都市計画課までお問い合わせください。TEL 9 6 5-5 6 2 0

住居表示制度についてのお問い合わせは

うるま市役所

都市計画部 区画整理課 TEL965-5606
うるま市石川石崎一丁目1番(石川庁舎2F)